

日本テレビホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を踏まえ、以下の基本方針を定める。

第1章 コーポレートガバナンス基本方針

第1条（基本理念）

1. 当社グループは、「正確で速やかな報道、良質なコンテンツの提供と、多彩な文化の創造により、人々の生活を豊かなものにする」という経営理念のもと、経営ビジョンを「コンテンツの力で、“世界”を変える」と定めております。
2. このようなビジョンのもと、経営計画に基づき事業を推進することによって、長期的に安定した業績の向上を図り、社会への貢献度をより高め、ステークホルダーとの関係を重視することが、当社及び当社グループの企業価値を増すことになると認識する。
3. 経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、コーポレートガバナンスの充実を目指す。

第2条（当社の機関構成）

1. 当社は監査役会設置会社とし、取締役会による取締役の業務執行の監督、並びに監査役及び監査役会による取締役の業務執行の監査を基本とする経営管理組織を構築する。
2. 取締役会の構成においては、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、豊富な経験と幅広い見識を持つ、独立性の高い複数の社外取締役を配置する。
3. 取締役の職務執行については、監査役機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって、経営監視機能の強化を図る。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第3条（株主の権利）

1. 当社は、株主の権利を実質的に確保するため、法令に従って適切に対応する。
2. 株主・投資家には、公平かつ適時・適切に情報を開示することで、資本市場の信頼性を高めるよう努める。
3. 株主の権利に配慮し、株主がそれらの権利を適切に行使できるよう、環境を整備する。
4. 会社法で認められている少数株主権の行使については、「株式取扱規程」で行使方法を定め、円滑に行えるように努める。

第4条（株主総会）

1. 株主総会は、株主により構成される最高の意思決定機関である。
2. 株主総会では、議決権を有する株主の意思を反映することで、会社の組織・業態や、取締役・監査役の選任、株主の利益（配当）等の事項等が決定され、株主との対話が行われる重要な場であるとの認識から、株主の視点に立った環境整備を行う。
3. 株主が議決権を行使するにあたり、適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、的確に提供する。
4. 株主総会以外の場においても、株主との対話を行うための体制を構築する。

第3章 政策保有株式に関する方針

第5条（政策保有株式）

1. 当社グループは、個別の政策保有株式の保有の合理性については定期的に取り締役会において検証を行い、投資先との関係・取引状況・協業機会・シナジー効果及び市場の動向や投資先企業の業績を絶えずチェックし、保有意義の薄れてきた銘柄については、随時見直す。
2. 政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、適切に議決権を行使する。

第4章 関連当事者間の取引

第6条（関連当事者間取引）

1. 当社は、関連当事者間の取引については、該当取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会にて決議する。
2. 「会社法計算書類」及び「有価証券報告書」の「関連当事者との取引」を記載するために、取引の有無について確認するアンケート調査を実施し、取引を管理する体制を構築する。
3. 「取締役会規程」において、当社取締役との間で直接取引を行う場合その他の会社法に定める利益相反取引に該当する取引については、取締役会における承認を得なければならない旨を定める。
4. 上記に該当しない取引であっても、役員や主要株主との間で取引が発生する場合には、その取引の重要性や性質に応じ、原則として取締役会の承認を得ることとする。

第5章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第7条（協働のための行動原則）

1. 当社グループは、社会的影響力が大きい報道機関としての高い公共性を有していることを自覚し、良質なコンテンツの制作に努めることで、視聴者及び広告主に対する責任を果たす。
2. 当社グループは、企業価値を財務価値のみならず、社会的な価値の総和ととらえており、取締役会・経営陣は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重して、健全な企業文化・風土の醸成に向けて、リーダーシップを発揮するよう努める。

第8条（行動憲章）

1. 当社グループは、当社が創業の精神として定めた「日本テレビ社訓・信条」を継承する。
2. 当社グループのすべての役員・執行役員・従業員が遵守すべき基本的な内部規範「日本テレビ コンプライアンス憲章」を定め、視聴者・国民への奉仕、取引先との健全・良好な関係の保持、安全・健康な職場環境の維持等を、行動憲章として規定する。
3. 持続可能な未来に貢献するために「サステナビリティポリシー」を定め、それに基づいて具体的な目標を策定し、グループをあげて積極的に取り組み、状況を適時・適切に開示する。

第6章 情報開示の充実と透明性の確保

第9条（情報開示の基本方針）

1. 当社は「IR情報開示方針」を定め、法令に基づく開示のみならず、それ以外の情報提供の開示にも主体的に取り組む。
2. 「IR情報開示方針」の具体的な内容は次のとおりとする。
 - 1) 株主・投資家向けに、公平かつ適時適切な情報を開示することで、IR活動に対する信頼性を高めると共に、当社の企業価値を適正に資本市場の評価に反映させる。
 - 2) 金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（適時開示規則）等、法令等に定められた情報に加え、当社の事業内容、及び経営方針や戦略に関する情報についても、積極的な情報開示を行う。
 - 3) 金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し開示する。又、上記以外の情報についても、当社が重要であると判断したものは、当サイトを活用することで、広く一般に情報提供できる環境を整備する。

3. ホームページ上に株主向けの情報を掲載し、適切な情報開示に努める。併せて英文ホームページも作成する。

第7章 当社の取締役会等の責務

第10条（取締役会の役割）

取締役会の主要な役割は、経営理念等の確立と、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を促すため、経営資源の配分を含めた戦略的な方向を定めることである。さらに、経営戦略や経営計画の策定・改定について建設的な議論を行い、重要な業務執行を決定する。

第11条（取締役会の決定に関する方針）

1. 取締役会は、十分な知識と経験をもった取締役が、財務報告とその内部統制に係わる監督責任を理解し、戦略的な方向付けを踏まえて、業務執行の決定を行う。
2. 当社と利害関係を有しない独立性の高い社外取締役、社外監査役を複数名選任し、取締役の職務執行について、監査役の機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって、経営監視機能の強化を図る。
3. 常勤取締役会を設置し、経営戦略やイベント、番組制作等に関して慎重に検討し、戦略的投資に関しても適宜検討する。重要な案件については、取締役会の決議にて決定する。
4. 当社は、法令又は定款の他、取締役会規程において取締役会にて決定することが定められている事項、並びにこれに準ずる事項（その重要性及び性質等に鑑みて、取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項）を除いて、当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役をはじめとする当社の経営陣に委任する。

第12条（取締役会の内部統制と管理体制）

1. 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備するため、内部統制システム及びリスク管理体制を構築する。
2. 取締役会は、当社グループに関するリスクを認識し、その回避及び顕在化した場合の対応に努める。
3. 経営戦略やイベント、番組制作他に関する支出等に関しては、常勤取締役会においてメリットとデメリットを検討する。戦略的投資に関しては「日本テレビホールディングス戦略的投資に関する規則」に則り検討する。

第13条（取締役の指名方針と手続き）

1. 取締役会のメンバーについては、当社グループの事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するためにも、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要である。

2. このような観点から、当社は、当社グループの事業やその課題に精通する者を一定数業務執行取締役候補者その他の経営陣幹部として指名する。また、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として指名する。
3. 取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保すると共に、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役・監査役の員数を定款に規定し、原則として取締役18名以内、監査役5名以内と定める。
4. 取締役会は、取締役・監査役候補者の選任については、原則として代表取締役の提案を受け、当該人物が取締役・監査役としてふさわしい見識と高度な専門性を有し、多様な知識・経験・能力を持つ優れた人物かを取締役会で審議の上、指名する。
5. 経営陣幹部の選任や解任については、会社の業績等の評価等を踏まえ、適正に実行する。

第14条（独立社外取締役）

1. 独立社外取締役の独立性基準は、東京証券取引所の定める基準による。
2. 上記の基準に加え、独立社外取締役の選任にあたっては、当社グループの事業が多様な分野と接する機会の多いテレビ放送事業を中核とするため、当社取締役会において率直かつ建設的な助言、監督が可能な高い専門性と豊富な経験及び実績を有する者を複数選任することとする。

第15条（役員の報酬）

1. 取締役の報酬は、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に従い、「取締役報酬規程」に則り、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、各取締役の報酬額を毎年決定する。
2. 取締役の報酬は、1年ごとに業績や職務の評価等を考慮し、複数の独立社外取締役が出席する取締役会決議と複数の社外監査役からの助言のもとで、授權を受けた代表取締役が本方針に従って決定する。取締役会の審議の際には、複数の独立社外取締役の適切な関与と助言を得るものとする。
3. 常勤取締役の報酬は、「基本報酬部分」「業績連動部分」「個人評価部分」「株式報酬部分」の各金銭報酬で構成される。「基本報酬部分」は役職に応じて、「業績連動部分」はコーポレートガバナンス・コードを受けて業績向上へのインセンティブを高めるため総報酬に対して占める比率は3割を基本とし、「個人評価部分」は個人の職務の評価等に応じて定め、「株式報酬部分」は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える報酬として、役職に応じた譲渡制限付株式を交付するものとする。
4. 各監査役の報酬は、固定額の金銭報酬のみとし、株主総会の決議による報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

第16条（後継者）

取締役会は、最高経営責任者等の後継者に求められる資質等について、十分に議論の上、ふさわしい後継者が選定されるよう監督する。

第17条（取締役会スケジュールとサポート体制）

1. 当社は、事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知する。又、審議項目数や開催頻度を適切に設定する。
2. 必要に応じて社外取締役・社外監査役に対して、常勤役員から議案の事前説明等を行い、自由闊達で建設的な議論・意見交換が可能となるよう、審議の活性化を図る。
3. 取締役会と監査役会の事務局に各社外役員の担当者を配置し、様々なサポート体制を整備する。

第18条（監査役会）

1. 監査役及び監査役会は、会計監査人が株主に対する責務を果たすために、社会的信頼に応える良質な監査が十分な時間を用いて行えるよう、必要な体制を整備する。
2. 会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領できるよう、定期的に意見及び情報の交換を行う等、会計監査人との連携を緊密に行う。
3. 監査役及び監査役会が、会計監査人から重大な事実がある旨の報告等を受けた場合は、その重要度に応じて、監査役会で審議のうえ監査役が調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行う等適切に対応する。
4. 監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、確認を行う。

第19条（取締役会の実効性評価）

1. 各取締役に対して、取締役会事務局が取締役会の実効性について定期的に確認を行い、その評価を取締役会議長と共有の上、取締役会において報告する。
2. 実効性を確認するにあたっては、①当社の経営・財務・リスク管理に係る情報が適切に提供されているか、②業績を踏まえた意思決定が行われているか、③監督機能が働いているか、④当社取締役会における議案の内容やその数、個々の資料や説明は適切であるか、⑤最高経営責任者等の後継者に求められる資質等とは何か、等の点について確認する。

第20条（取締役のトレーニング）

1. 当社は、社内出身の取締役・監査役については就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令およびインサイダー取引規制等、コンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施する。就任後は必要に応じて外部の専門家や有識者

- を招き、その時々のテーマに即した取締役・監査役勉強会の場を設けるよう努める。
2. 新たに就任した社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの事業・財務・組織等を十分に説明し、その後も事業環境等に関する資料提供を適宜行う。

第8章 株主との対話

第21条（株主との対話）

1. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレートガバナンスの実現を図る。
2. 株主との対話においては、以下のような施策を実施する。
 - 1) 株主との対話促進は、IR担当の役員を置いて対応するほか、必要に応じて他の役員とも協力する。
 - 2) 社内関連部署による横断的な委員会、ワーキンググループを設置し、適宜密接に連絡を取り、情報の共有や開示資料の作成等を行う。
 - 3) 個別面談以外の対話として、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会や事業説明会を開催する他、ホームページ上で四半期ごとの決算説明資料の掲載と、経営陣等による説明会開催時の動画配信を行う。個人投資家にも出席者と同等な情報を開示するほか、個人投資家向けの説明の機会も積極的に実施する。このほか株主情報として、株式の状況、外国人持株比率、適時開示情報等を掲載する。又、統合報告書を発行しホームページに掲載するほか、株主総会において丁寧な回答を心掛ける。
 - 4) 株主、投資家からのご意見等は、内容に応じて担当部署間で共有すると共に、IR担当部署が適宜担当役員にフィードバックを行う。
 - 5) 株主、投資家との対話において、一部の株主、投資家に対してのみ重要情報を提供することがないように、情報管理の徹底に努める。当社においては役職員等を対象とした「インサイダー取引防止規程」を設け、取締役については就任時の研修でインサイダー取引防止についての注意喚起を図る他、職員については毎年インサイダー取引防止研修を行う。又、社内での重要情報の扱いについては、当社内部情報管理規則に基づき、内部情報管理票を作成する等情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努める。
3. その他の重要事項は、当社のホームページに随時掲載する。

第9章 本ガイドラインの改廃権限

第22条（改廃と施行）

1. 本ガイドラインの改廃は取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は総務部担当の取締役が行うことができる。

2. 本ガイドラインは2015年12月1日より施行する。

以 上

2015年12月1日制定

2018年12月1日改定

2021年11月5日改定

2025年6月27日改定